

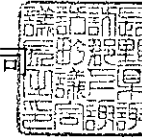
6/22

27 議席 第 35 号

平成 27 年 6 月 18 日

社会福祉法人長野県聴覚障害者協会
理事長 井 出 萬 成 様

下諏訪町議会議長 中 村 奎 司



請 願 審 査 結 果 に つ い て

先に提出された次の請願は、平成 27 年 6 月議会において 採択 と決定いたしましたから通知します。

なお、国会及び関係行政庁へ別紙のとおり意見書を提出したので申し添えます。

請願第 1 号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願



27議 庶 第32号
平成27年6月18日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 様
文 部 科 学 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

下諏訪町議会議長 中 村 奎 司

「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語です。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

しかしながら、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されています。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、下諏訪町議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものです。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することができる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。